

## 英国及びEUへの日本からのメッセージ

### <要約>

- 基本的価値を共有する英国及びEUとは、政治、経済、安全保障等、様々な分野で強固な協力関係にある。引き続き、国際の平和、安定、繁栄のための緊密な協力・連携を期待。
- 開かれた欧州の維持は、アジアを含めた世界の関心事項。英国及びEUと引き続き自由貿易体制の旗振り役を共に担い続けたい。日EU・EPAの年内大筋合意実現は力強いメッセージとなる。
- 経済面での懸念は不確実性。暫定期間の設定を含めた交渉の段取りや制度変更時の移行・周知期間を含め、円滑・透明なプロセスを通じた離脱交渉により、交渉当事者のみならず、全ての利害関係者が決着後の姿を具体的に見通せるような予見可能性の確保を希望。
- 欧州進出日系企業のかなりの部分が英国に集中。日系企業からは、関税や通関手続等の負担が無い物品貿易や自由な投資、欧州で一体的かつ円滑にサービス・金融取引を展開できる環境の維持、必要な技能を持つ労働者へのアクセス、英・EU間の規制・基準の調和等、様々な要望が寄せられている。
- 日本政府としても、英国及びEUが、こうした要望に最大限耳を傾けてきめ細やかに対応し、現在のビジネス環境を維持し、又は、急激な変化を緩和することで、企業関係者にとって、引き続き魅力ある地であり続けることを期待。
- 離脱プロセスが世界経済に大きな混乱をもたらすことなく円滑に進むよう、英国及びEUと協力する意思がある。

## 英国及びEUへの日本からのメッセージ

英国のEU離脱は、欧州統合の今後のみならず国際社会に大きな影響をもたらす事象であり、離脱へ向けた両者間の交渉にアジアを含めた世界が注目している。このことは、英国とEUが、今後も自由で開かれた市場経済システムの拡大・推進に向けて主要な役割を果たし続けることへの期待の表れである。

日本は、国民投票で示された英国国民の意思を尊重するとともに、今後英国政府の動向を注視している。また、EU側がこれまで国民投票の結果に迅速かつ冷静に対応していることに敬意を表す。交渉の過程では様々な困難が予想されるが、英国とEUが困難を乗り越えて、新たな欧州を構築するための礎を築かれるものと確信している。

国際秩序への挑戦が見られる今日の国際社会において、日本としては、結束した強い欧州の存在は不可欠であり、アジアを含む国際社会でのルールに基づく国際秩序の維持のために、このような欧州と一層連携していきたいと考えている。日本は、基本的価値を共有し、グローバルな視野から国際社会に関与・貢献をする英国及びEUとは、政治、経済、安全保障等、様々な分野で強固な協力関係にあり、引き続き、国際の平和、安定、繁栄のために緊密に協力・連携していきたい。

日本は、英国及びEUが今後も日本と共に自由貿易体制の旗振り役を担い続けるものと確信しており、この機会に、英国及びEUから世界に向けその旨を明確に発信すべきと考える。かかる観点から、現在交渉中の日EU・EPA交渉を本年のできる限り早期に大筋合意に導くことは、世界に対する力強いメッセージとなる。特に、英国には、離脱が正式に成立するまでは責任ある立場で交渉に完全に参加し、約束した内容については真摯に対応することを切に望む。

経済面で懸念が強いのは、言うまでもなく不確実性である。不確実性は不安感を呼び、市場の急激な変動を引き起こし、貿易・投資や信用を収縮させる。交渉の行く末が見通せず、ぎりぎりになって全容が明らかになるのは、進出している企業にとって望ましくない事態である。EU離脱にかかるプロセスの予測可能性を高め、結果から「サプライズ」を排除し、不確実性のリスクを抑えることが、欧州に対する世界の信認を回復し、英国とEUの競争力を揺るぎないものとするため不可欠である。かかる観点から、英・EU関係に空白や停滞が生じないように、英・EUが共同して、必要に応じ英・EU間の暫定取決めを適用する延長可能な暫定期間の設定を含め離脱に向けた継ぎ目の無いプロセスを構築し、既に英国・EU域内に投資を行っている企業への悪影響を排除する措置を早期に明らかにするなど、その全貌を可能な限り早期に世界に向けて示すことを強く望む。

欧州には数多くの日系企業が進出しており、欧州全体で44万人の雇用を生み出しているが、その中のかなりの部分が英国に集中している。我が国からEU向け直接投資のうち、英国向けは2015年実績で半分近くを占めており、昨年末時点の残高でもEU域内で1、2を争う額である。これらの企業は欧州単一市場の恩恵を受けつつ、欧州経済の発展に貢献している。英国を含む欧州は、日本だけでなくアジア諸国にとっても主要な貿易・投資相手先であり、英国を含めた

欧州の自由な市場に引き続きアクセスできることはアジア諸国全体の関心事項でもある。英国及びEUが、市場の一体性をできる限り保ち、これら企業にとって引き続き自由な貿易・投資や円滑な金融取引を可能とする環境が保障された魅力ある地であり続けることが重要である。特に、多くの企業が、時には政府による誘致に応じる形で英国を欧州のゲートウェイとして積極的な投資を行い、EU全域にわたるバリューチェーンを構築してきた経緯に鑑み、英国に対して、こうした事実を真摯に受け止め、企業に対する悪影響を最小化するよう、責任ある対応を強くお願いしたい。

具体的には、日系企業からは、これまでに、英EU間の離脱交渉の動向の明確化、制度変更時の十分な移行・周知期間の設定、英・EU間の市場の一体性の確保、自由貿易体制の維持のほか、英EU間の交渉の帰結に関わりなく、これまでと同様に自由に経済活動ができるよう、英国・EUに対し以下のような要望（詳細別添）が寄せられている。

#### 【英国及びEU双方への要望事項】

- ・ 現行の関税率や通関手続等の維持
- ・ 原産地規則の累積規定の導入
- ・ 英国籍・欧州大陸籍の労働者へのアクセスの維持
- ・ 金融単一免許制度を含む金融サービスの提供及び設立・開業に関する自由の維持
- ・ 国境を越えた投資・サービスやグループ企業間を含む資金移動の自由の維持
- ・ 情報保護の水準とデータ移転の自由の維持
- ・ 統一的な知財の保護
- ・ 英・EU間の規制・基準の維持（既に確立している相互承認や同等性の枠組みの維持を含む。）
- ・ ユーロ決済センターの機能、欧州医薬品庁等の英国内EU機関の立地等の利便性確保
- ・ EU研究開発予算へのアクセス、日EU共同研究開発への英国の関与

#### 【英国のみに対する追加的要望事項】

- ・ 関税や税関手続等の負担の無い物品貿易の自由
- ・ 必要な技能を持つ労働者へのアクセスの維持
- ・ 外資参入に係る基本政策の維持
- ・ 投資促進策の実施
- ・ 独自のデータ保護法制を制定する際の情報保護の水準とデータ移転の自由の維持
- ・ 英国の独自規制・基準のEUの規制・基準との整合性の確保
- ・ 英国研究開発予算へのアクセス

#### 【EUのみに対する追加的要望事項】

- ・ 単一免許制度に係る経過措置等の導入

離脱交渉を進めるに当たっては、英国はこれまで日本企業が英国に進出してきた経緯をしっかりと踏まえ、EUは英国のみでは対応が困難な事項があることを深く認識しつつ、ともにこのような日系企業の声に最大限耳を傾け、双方が協力して必要な対応を講じることができるよう最大限の努力をしていただきたい。

また、中小企業を含む一部の企業においては、英国のEU離脱がもたらすビジネス環境の急激な変化をもたらす場合十分対応できず、また、外に向かって自らの要望を発信することも困難な状況にある。企業ごと欧州進出の経緯や事業展開状況は異なることに鑑み、できる限りきめの細かい対応が必要となる。このため、個別の企業が英国及びEUに対し直接要望を伝達できるような対話の枠組みを含め、我が国と英国及びEU間で適切な意見交換の場を更に充実させていただきたい。

日英及び日EUがこれまでに築いてきた緊密な関係を維持する観点から、日本としては、欧州における現在のビジネス環境がなるべく維持されることが望ましいと考える。特に、日英及び日EU間の既存の国際約束に基づく法的な枠組みは可能な限り維持していただきたい。また、離脱交渉の結果、万が一、残念ながら現状を変えざるを得ない事態になった場合にも、これらの企業に与える影響を極力軽減する観点から、十分な移行・周知期間を確保しつつ、適切な激変緩和措置をとっていただきたい。

日本は、今回の英国のEU離脱プロセスが英国・EUだけでなく、世界経済にとっても大きな混乱をもたらすことなく円滑に進むことを切実に望んでおり、このメッセージがその一助となることを望む。日本政府は、英国及びEUの魅力を一層高めることに貢献することを目的として、これらの要望に基づき協力する意思がある。

(了)

## 英国及びEU双方への要望事項

英・EU間の交渉の帰結に関わりなく英国及びEUの双方に対して実現を求める事項(点線枠内は企業からの声)。

### 1. 総論的事項

#### ● 英・EU間の離脱交渉の動向の明確化

□ 離脱交渉の先行きの不透明さが為替や株価等の金融為替市場や企業活動に影響を及ぼすことから、英国とEUの交渉状況・見通しに係る時宜を得た定期的な情報の提供を要望。

#### ● 制度変更時の十分な移行・周知期間の設定

□ 離脱による制度の変更に当たっては、十分な移行・周知期間を含む激変緩和措置を要望。

#### ● 英・EU間の市場の一体性の確保

□ 英国・EU間の市場の一体性ができる限り保たれることを要望。

#### ● 自由貿易体制の維持

##### ■ 日EU・EPA交渉の本年のできる限り早期の大筋合意

□ 自由貿易の推進は活発な企業活動及び良好な政府間関係の維持に極めて重要。離脱がグローバル経済における自由貿易環境を損なうことにつながらないことを要望。

□ 離脱に伴う日EU・EPA交渉の遅延を懸念。日EU・EPA交渉の本年のできる限り早期の大筋合意を目指すことを要望。

### 2. 個別的事項

#### ● 現行の関税率や通関手続等の維持

- 英・EU間の貿易の無関税の維持
- 新興国から英国及びEUへの輸入に対する特惠関税(0%)の維持

- AEO(認定事業者)に関する相互承認の枠組みの維持
- 動植物や食品等の検疫制度の維持
- その他, 英・EU間貿易の通関手続の追加的な負担の抑制

(英・EU間の関税の賦課を懸念)

- 英・EU間の貿易はこれまでどおりの無税であることを要望。新たな関税賦課は、企業の収益を圧迫し、販売価格や国際競争力にも影響を及ぼす。
- 英・EU間には緊密なバリュー・チェーンが存在。関税賦課により、特に、EUから部品を輸入し、完成品をEUに輸出する製造業(自動車等)は、部品と完成品の両方に関税が課されることとなり、影響大。

(通関手続等の複雑化・煩雑化を懸念)

- 現状、英・EU間は非常に簡素化された通関手続を採用しており、AEO(認定事業者)に関する相互承認の枠組みの維持や動植物や食品等の検疫制度の維持も要望。英国への輸出に伴う税関手続の変更や利便性の低い原産地規則の採用により通関手続が複雑化・煩雑化した場合、物流の遅延やコスト高をもたらす企業の実業活動に大きな影響を及ぼすおそれ。

## ● 原産地規則の累積規定の導入

- 自動車などの製品は英・EU間で素材や部品の生産工程の分業化が進展。英国がEUを離脱すると原産地規則を満たせなくなり、EU進出日系企業は、EUが締結しているFTAを活用できなくなるおそれがある。そのため、EU離脱後の英国も、付加価値・工程の足し上げが可能となる原産地規則の累積規定の対象国とすることを要望。

## ● 英国籍・欧州籍の労働者へのアクセスの維持(とりわけ、企業で現に働き、またこれから働く人々の地位が守られること)

- 英国籍・大陸欧州籍の労働者が、英国・大陸欧州間を相互に行き来することができなくなれば、欧州全域の労働市場に大きな混乱をもたらす。

## ● 金融単一免許制度を含む金融サービスの提供及び設立・開業に関する自由の維持

- EU単一免許制度は、EU域内における金融活動(割賦販売を含む。)の重要な前提条件の一つであり、単一免許制度の適用継続を強く要望。英国で取得したEU単一免許が維持できなくなれば、EU域内での営業が困難となり、EU内に新たな現地法人を設立し、免許等を再取得、又は、既存のEU内の法人に英国法人の機能を移管する等の対応が必要。

- いずれも、企業の経営戦略に大きな影響を与え、対応には相当の時間がかかることから、単一免許制度が適用継続されない場合、欧州において一体的に金融サービスを展開できる環境確保のために十分な代替措置や関連制度変更等の内容の早期明確化と、一定期間の猶予・準備期間及び激変緩和措置を要望。
- 今後、英国とEUの金融規制が乖離し、一体的に金融サービスを展開できる環境が失われれば、世界の主要金融市場たる英・EU地域全体の優位性自体が揺らぐおそれ。こうした観点から、英・EUの中長期的な金融規制が引き続き収れんしていくことを要望。

## ● 国境を越えた投資・サービスやグループ企業間を含む資金移動の自由の維持

- 配当課税などグループ企業間の資金移転に係る非課税の維持
- 離脱前に認められていたライセンスの維持

- 投資・サービスの自由の維持を要望。物品貿易の自由と並びビジネスの根幹。離脱により、英国から大陸欧州(又はその逆)への投資やサービス提供に制約が生ずることは企業活動に大きな影響をもたらす。
- 英国を含め欧州に関連企業を展開する日系企業にとって、クロスボーダーで活動するグループ企業間のサービス(経理・人事等のシェアードサービス)の移転の自由のほか、資金移動や組織再編が自由に行われることに大きな関心。例えば、離脱により、英国においてグループ企業間における配当・利子・ロイヤルティ支払いに関する源泉税免除が適用されなくなることやクロスボーダー組織再編に一定の制約(これまで認められた非課税措置が適用されなくなる等)が生ずる。
- 離脱前に認められていたライセンス(風力発電所建設用船舶の操業ライセンスなど)を始めとする企業の権利が離脱後も失効せず維持できることを要望。また、離脱後も、英国で取得したライセンスに基づき企業がEUでも操業できることを要望。

## ● 情報保護の水準とデータ移転の自由の維持

### (個人情報越境移転の制約への懸念)

- EUのデータ保護法制から英国が外れることにより、英国と大陸欧州の間の個人情報の移転が困難になるおそれがあり、情報保護の水準とデータ移転の自由の維持を要望。英国に拠点を置くデータセンタービジネスを行うICT企業が、EUの個人情報を扱うクラウド事業者などのデータセンターユーザーの需要を失い、営業上の影響を受けるほか、英国と大陸欧州の親子会社間の情報移転にも影響。
- 日・英・EU三者間でデータ移転の円滑化に関する緊密な連携を要望。

## ● 統一的な知財の保護

### ■ 欧州共同体意匠・商標等の英国での保護

(既にEUで登録済みの知的財産の扱いへの懸念)

- 離脱により、既に登録済みの欧州共同体意匠、欧州連合商標等の知的財産の権利及び効力に影響が出るとなると大きな混乱が生じる。権利者に不利益が生じないように、離脱後も引き続き英国及びEUにおいて統一的に保護されることを要望。

## ● 英・EU間の規制・基準の維持(既に確立している相互承認や同等性の枠組みの維持を含む。)

- EUで現在適用されているEN規格、CEマーク、REACH、RoHSやGMP(優良製造所基準)、動植物検疫や食品安全の分野等の規制・基準の英国における継続的適用(又は同等の規制・基準の採用)

### ■ 第三者認証機関の相互承認の担保

- 化学物質、医薬品・医療機器、無線機器・通信端末機器及び自動車を始めとする各分野における規制や基準認証は、これまでEU全体として統一的な制度で運用されており、それらの維持又はそれらと同等の枠組みを持つ制度の構築を要望。離脱により、英国がEUとは別の規制や認証を設けた場合、欧州進出日系企業は、二重の対応が必要となり、無用な混乱、開発・生産コストや事務負担の増大。
- 具体的には、日系企業は、EN規格(欧州統一規格)、CE(基準適合)マーク、RoHS(有害物質使用制限)指令、REACH(化学物質規制)規則、GMP(優良製造所基準)相互承認等が離脱によりどのような影響を受けるのかにつき強い関心。
- 例えば、CEマークについては、EU域内で販売される商品には、第三者認証機関から認証を受けた場合等に表示が義務付けられているが、離脱後、第三者認証機関による認証の相互承認が担保されない場合に別途認証を求められることを懸念。
- また、RoHS指令やREACH規則については、EU加盟国工場製品で認められている検査や登録に係る免除が英国工場製品に対して認められなくなることを懸念。
- 動植物検疫や食品安全の分野でも、英国がEU統一規則・基準とは異なる規則・基準を採用する場合、農林水産物・食品の日本から英国への輸出及び英EU間の農産物等の取引において支障を来すおそれ。日EU間には日EU相互承認協定が存在するが、例えば、対象となっている無線機器や通信端末機器につい



て、離脱により英国の適合性評価機関による認証が認められないなどの問題が発生。

## ● ユーロ決済センターの機能、欧州医薬品庁等の英国内EU機関の立地等の利便性確保

(ユーロ決済センター機能の移転にかかる懸念)

- 現在、ロンドンには欧州最大のユーロ決済センターとして機能しているが、離脱によりユーロ決済業務をユーロ圏内に限定することは、欧州全体の金融センターとしての効率性を低下させるのみならず、本邦を含む金融機関の利便性にも大きな影響をもたらす。こうした立地の自由については、現在の枠組みの維持を要望。

(欧州医薬品庁等の英国内EU機関の移転にかかる懸念)

- 英国内EU機関の移転を懸念。特に、医薬品関係の日系企業の多くは、欧州医薬品庁(EMA)がロンドンに存在していることからロンドンに進出。同庁が他のEU加盟国に移転すれば、医薬品開発環境に関するロンドンの魅力が失われ、研究開発資金や人材の流れが大陸欧州に向かう可能性があり、日系企業は事業活動の再検討を余儀なくされる。立地や英・EU間の認証制度の維持を要望。

## ● EU研究開発予算へのアクセス、日EU共同研究開発への英国の関与

- 在英日系企業はEUが行う様々な研究開発に参画し、補助金を得ている。離脱後も引き続き研究開発に参画できることを要望。
- 日EU間の共同研究開発においても、これまで複数の英国関係者が関与してきた。今後も引き続き英国関係者が関与できるような枠組みの構築を要望。

(了)

## 英国への追加的要望事項

英国のEU離脱後にとられる英国独自の政策・措置において、英国のみに対して実現を求める事項(点線枠内は企業からの声)。

- 関税や税関手続等の負担の無い物品貿易の自由
  - 英国における輸入関税の現行水準の維持及び通関手続の負担抑制

(英国独自関税の水準を懸念)

- EU共通関税から外れた英国がEU域外国に適用する関税水準を可能な限り低く設定することを要望。
- 日系企業の中にはEUと第三国のFTAやGSP制度を利用して英国に輸入するケースも。離脱により、これらの枠組みを利用できなくなることも懸念。

(通関手続等の複雑化・煩雑化を懸念)

- 離脱後も英国が貿易円滑化のために我が国とのAEO(認定事業者)に関する相互承認の枠組みや水際取締り等のための情報交換枠組みを維持することを要望。

- 必要な技能を持つ労働者へのアクセス
  - 銀行等の高度技能人材の受入れを可能にする移民制度の維持
  - 発電所建設等に従事する労働者の受入れを可能にする移民制度の維持
  - 外国人労働者に対する査証手続上の配慮

- 最低限現行の移民制度の維持を要望。離脱により、日本人を含む外国人が英国で働く際の査証取得要件が更に厳格化し、英国での日系企業の操業に影響が生じかねないことを懸念。EU外からの熟練労働者の流入はむしろ緩和されるべきであり、特に企業内転勤については、英国での事業における人材の安定的な配置のため、査証の取得や延長の要件を緩和すべきである。
- 在英日系企業の現地採用従業員の一部は大陸欧州籍。欧州全域から高度技能人材等の優秀な人材を確保することは、企業の円滑な活動のために不可欠。離脱により、大陸欧州籍の労働者に新たに英国就労ビザを用意するとなると事務負担は膨大。
- また、単純労働者に関しても、英国の製造業、農業等では東欧の安価な労働力に依存している面もあり、これら労働力確保が困難となれば、労働力不足や労働コストの上昇を通じて、商品コストの上昇につながりかねない。

## ● 外資参入に係る基本政策の維持

- 英国が原発建設, 上下水道, ゴミ焼却・発電事業等の分野につき, 引き続き参入障壁を設けることなく外資開放に係る基本政策を維持することを要望。特に, エネルギー政策については, 英国が政策の方向性を転換した場合には, 日系企業の投資計画に影響を及ぼす可能性あり。

## ● 投資促進策の実施

- 英国がより魅力的な市場になるよう規制緩和などの更なる投資促進策を要望。
- 欧州に展開する日系企業の一部は, 英国を拠点にしつつ, 他の欧州諸国の関連企業を統括。英国が投資先としてより魅力的な市場になるよう規制緩和などの投資促進策を期待。他方, 離脱により英国にEU法が適用されなくなれば, 英国に本社機能を有する企業は, 本社機能を大陸欧州に移転する可能性あり。

## ● 独自のデータ保護法制を制定する際の情報保護の水準とデータ移転の自由の維持

(個人情報越境移転の制約への懸念)

- EUのデータ保護法制から外れた英国が定める独自のデータ保護法制により情報の自由な移転が阻害されることを懸念。

## ● 英国の独自規制・基準のEUの規制・基準との整合性の確保

- 離脱後, EN規格(欧州統一規格)等とは別に, 英国のみに適用される規制・基準に基づき認証等を受けることに伴う事務負担が生じないことを要望。
- 英国がEUの薬事規制とは独自の枠組みを設けることにより, 英国が薬事規制の国際的調和に向けた取組, GMP(優良製造所基準)相互承認や欧州医薬品庁における承認制度の枠組みから外れることになり, 英国における薬事承認プロセスの煩雑化・長期化及び事務負担の増大を懸念する声あり。

## ● 英国研究開発予算へのアクセス

- 離脱後に英国がEUからの補助金を得られなくなる場合, 英国からの補助金など代替的な研究開発支援策の実施を要望。

(了)

## EUへの追加的要望事項

英国のEU離脱後にとられるEU独自の政策・措置において、EUのみに対して実現を求める事項(点線枠内は企業からの声)。

### ● 単一免許制度に係る経過措置等の導入

□ 日系企業が、単一免許制度に基づき、英国拠点を通してEU域内に設立した拠点についてのグランドファザリング(経過措置)を要望。仮にEU域内に新たな法人設立等が必要となった場合は、当局許認可の手続・期間に係る正確な情報提供、負担軽減措置等が確保されることが重要。

(了)